

## サプライチェーンにおける社会的責任の推進

### サプライヤー（購買取引先）への取り組み

a

国内・海外のサプライヤーとの共存・共栄を目指し、幅広い取り組みを行っています。購買基本理念の下に、国内・海外のサプライヤーに門戸を開き、国籍・企業規模、取引実績の有無によらず、世界の企業に広く取引の参入機会を提供し公平・公正な取引に努めています。お取引の申し入れに対して、社内のサプライヤー評価基準に沿った審査およびビジネスの可否判断を行っています。

サプライヤーとの取引にあたっては、品質、技術力、価格、納期、経営状況に加えて、コンプライアンス体制、環境保全などのサステナビリティ取り組みを、総合的に評価しています（P116参照）。より詳しくサステナビリティ取り組み状況を把握・評価することを目的として、適宜、サプライヤーへのアンケートを実施しています（P116参照）。また、事業の中断が社会に甚大な影響を及ぼすことのないよう、マツダとサプライヤーが連携してリスクマネジメントの体制を整え、事業の継続と安定的な発展の確保に努めています（P117参照）。

サステナビリティ取り組み推進やリスクマネジメントをサプライヤーと連携し、一体となって推進できるよう、コミュニケーションの機会を積極的に設けるほか、さまざまな支援を行っています（P117参照）。

### サプライヤーと連携したサステナビリティ取り組みの推進

#### サプライヤーのサステナビリティ取り組み推進とガイドライン展開

b

マツダのサステナビリティ取り組み推進の基本的な考え方や、（一社）日本自動車工業会の「CSRガイドライン」などを踏まえて、調達領域において関係性の深いCSRの分野・項目をとりまとめ「マツダサプライヤーCSRガイドライン」を作成しました。同ガイドラインでは「お客さま満足（安全・品質）」「環境」「社会貢献」「人間尊重（人権・労働）」「コンプライアンス」「情報開示」の6つに分類し、全てのサプライヤーにガイドラインの順守を要請しています。なお、「環境」については、マツダの考え方をより詳細にお伝えできるよう「マツダグリーン調達ガイドライン」（P45参照）を作成し、順守を要請しています。また、順守状況などを確認するためのアンケートなどを定期的実施しています（P116参照）。

#### お客さま満足（安全・品質）

消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供、製品・サービスに関する適切な情報の提供、製品・サービスの安全確保および品質確保などについて、順守をお願いしています。

#### 環境

環境マネジメント／温室効果ガスの排出削減／大気・水・土壌等の環境汚染防止／省資源・廃棄物削減／化学物質管理／生態系の保護などについて、順守をお願いしています。

#### 社会貢献

国内外の拠点でそれぞれの地域のニーズに即した社会貢献を積極的・継続的にを行い、よき企業市民としての責任を果たすよう努めることについて、お願いしています。

#### 人間尊重（人権・労働）

差別撤廃／人権尊重／児童労働の禁止／強制労働の禁止／紛争鉱物<sup>※1</sup>（P116参照）／賃金／労働時間／従業員との対話・協議／安全・健康な労働環境などについて、順守をお願いしています。

#### コンプライアンス

法令の遵守／競争法の遵守／適正取引の推進（2018年度追加）／腐敗防止／機密情報の管理・保護／輸出取引管理／知的財産の保護などについて、順守をお願いしています。

#### 情報開示

ステークホルダーに対して適宜・適切に情報開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの相互理解・信頼関係の維持・発展に努めることについて、お願いしています。

a

#### 購買基本理念

共存・共栄の精神に則り、相互に研究と創造及び競争力の強化に努め、オープンでフェアな取引関係を構築することにより長期安定的な成長を図り、もって社会、経済の発展に寄与する（1994年）。

#### サプライヤー（2021年3月31日現在）

自動車部品	534社
資材（素材）など	144社
設備・要具	383社
合計	1,061社

#### サプライヤーへの支援策

- サプライヤーの競争力向上を目的とした技術交流・共創活動
- サプライヤーの製品品質改善活動への協力
- ミルクランシステムの採用（部品の納入方式を、各サプライヤーが個々に配送する方式から、マツダが集配する方式（ミルクランシステム）（P38参照）に変更
- 最新技術やモノづくりについての展示会や大会の案内

#### b マツダサプライヤーCSRガイドライン・マツダグリーン調達ガイドライン

<https://www.mazda.com/ja/sustainability/policy/>

※1 紛争鉱物：米国金融規制改革法（第1502条）で規定された、コンゴ民主共和国およびその周辺国産の、紛争地域において武装集団の資金源とされる鉱物およびその派生物（タンタル、錳、タングステン、金が規制対象）。同法で米国上場企業は、紛争鉱物を製品に使用していないかの報告義務が定められている。

## サプライヤーとのサステナビリティ取り組み事例

### 人間尊重:紛争鉱物<sup>※1</sup>問題に対する取り組み

マツダは、紛争地域における人権侵害や不正採掘、さらには武装勢力の資金源となる紛争鉱物問題が、サプライチェーンにおける重大な社会問題の一つと考えています。紛争鉱物など社会的問題の原因となる原材料の不使用を目指し、マツダの考え方を「マツダサプライヤーCSRガイドライン」に明記し、全てのサプライヤーにガイドラインの順守を要請しています。2020年度は車両供給先からの依頼に基づき、供給車両の部品/材料発注先約300社を対象とした紛争鉱物調査を実施しました。なお、調査にあたっては、EICC（現・RBA）指定のフォーマットを活用しています。

### コンプライアンス:適正取引の推進

マツダとサプライヤーの双方が、明確な基準の下、共通の認識をもって公正な取引を行い、グローバルでの競争力を協業して強化していくことができるよう、適正取引を推進しています。経済産業省主導で策定された「自動車産業適正取引ガイドライン」に基づき、購買適正取引の推進マニュアル策定や、マツダの購買調達業務担当者への教育、WEBサイトや説明会を通じたサプライヤーへの情報発信などを進めています。

### サプライヤーの評価体制

新規取引を開始するサプライヤーに対しては、関係部門が連携し、品質管理体制や技術・開発力、経営状況、サステナビリティ取り組みなどを確認し、マツダグループの調達・選定方針に即しているかを評価しています。継続取引を行うサプライヤーに対して、調達する物品やサービスの品質、価格、納期を基準とした評価に加え、品質管理体制、開発体制・技術力・サステナビリティ取り組みなど取引全体の総合的な評価を実施しています。特に品質管理体制については、日々納入される製品の品質や自主監査結果の報告を受け、改善が必要なサプライヤーには、国内・海外を問わず現場現物で確認する監査を実施することで継続的な把握・評価・改善指導が行える体制をとっています。

また、より良い取引関係を構築していくため、年1回サプライヤーを品質、価格、納期などの基準で総合的に評価し（2020年：295社）、その結果をサプライヤーに伝えると同時に、優れたサプライヤーを表彰しています。特別賞として環境性能に大きく影響する軽量化について優れた提案を行ったサプライヤーに対する表彰を行うなど、サステナビリティ視点による評価も取り入れています。

### サプライヤーへのアンケート・調査

サステナビリティ取り組み状況を把握・評価することを目的として、サプライヤーへのアンケートを2013年度より実施し、サプライヤーのサステナビリティへの取り組みおよび、サステナビリティ推進体制の構築が適切に行われていることを確認しています。2020年度も、社会的関心の高いコンプライアンス（適正取引）に関するアンケートをマツダへの納入割合が売上の多くを占める地場メーカーを中心とした114社を対象に実施し、2019年度からの進捗を確認しました。回答結果を分析し、さらなる改善が必要と思われる企業に対しては、改善方法を協力して検討することを目的とした個別ヒアリングを行いました。また、同アンケートにてマツダサプライヤーCSRガイドラインの認知確認も合わせて実施しています。

### C 公正な取引を徹底するための社内教育

公平・公正な取引のため、マツダの購買調達業務担当者に対して以下のような教育を実施しています。

- 適正取引推進（下請法含む）の理解度テスト実施
- 財務統制教育の実施
- イン트라ネット内の購買本部ホームページに適正取引およびコンプライアンスに関するガイドやプロセス・ルールを掲載
- 新配属者への適正取引推進に関する講座の実施

### d 評価体制

#### 新規取引開始時の評価項目

品質管理体制、開発体制・技術力、生産納入能力、経営状況、サステナビリティ取り組みなど。

#### 取引継続中の評価項目

品質管理体制、開発体制・技術力、生産納入能力、経営状況、調達する物品・サービスの品質、価格、納期、マツダサプライヤーCSRガイドラインの項目（P115参照）など。

※1 紛争鉱物:米国金融規制改革法(第1502条)で規定された、コンゴ民主共和国およびその周辺国産の、紛争地域において武装集団の資金源とされる鉱物およびその派生物(タンタル、錳、タングステン、金が規制対象)。同法で米国上場企業は、紛争鉱物を製品に使用していないかの報告義務が定められている。

## サプライヤーと連携したリスクマネジメント

### 事業継続計画 (BCP)の拡充

リスクマネジメントの観点から、事業の中断が社会に甚大な影響をおよぼすことのないよう、マツダとサプライヤーが連携して事業継続計画 (BCP) の拡充に取り組んでいます。マツダではサプライチェーンリスク管理システム「SCR (Supply Chain Resiliency) Keeper」<sup>※1</sup>を導入し、災害発生時の拠点情報を漏れなく、かつ素早く把握することで初動を早期化しています。また、事前の防災・減災を推進することにも取り組んでいます。南海トラフを代表とする地震を想定したリスク点検と備えは完了していましたが、2019年度よりリスク対象に土砂災害や浸水も加えたサプライチェーンのリスク点検を推進しています。リスクの度合いに応じて、防災・減災強化などの対策に取り組みます。

今後も、サプライヤーと協同して引き続きBCPの拡充を進めていきます。

### サプライヤーとのコミュニケーション

#### サプライヤーとの情報交換・対話

サステナビリティ取り組みやリスクマネジメントをサプライヤーと連携し、一体となって推進できるよう、コミュニケーションの機会を積極的に設けています。全てのサプライヤーを重要なビジネスパートナーととらえ、中長期的な経営戦略や、販売・生産に関する情報の早期提供に努め、定期的な情報交換・対話を行っています。また、その中で環境などサステナビリティ取り組みの啓発を目的とした講演を年1回実施しています。

また、サプライヤーによって自主運営されている、購買協力会組織<sup>※2</sup>とも密に連携しコミュニケーションを行ってきました。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、会社訪問にかえて「リモートでのテーマ討議や意見交換会」を121社と合計40回行いました。

コロナ禍においては、2020年4月から2020年9月まで、月1回、東友会協同組合<sup>※3</sup>会員企業さまへの生産調整説明会を実施し、新型コロナウイルス感染拡大の影響下における販売状況の推移と生産調整の内容について、マツダの考え方を説明し、情報の共有を行うなど、サプライヤーとのコミュニケーションを強化しました。サプライチェーン全体を対象に一次サプライヤーと協働で資金繰り調査を実施 (対象：約700社)。資金繰りに課題のあるサプライヤーへ公的支援活用のアドバイスなどの支援も行っています。1社たりとも破綻させてはならない、という想いの元、今後もサプライヤーと連携しながら、コロナ禍における影響を受けたサプライヤーへの支援活動を続けていきます。

#### サプライヤーとの主なコミュニケーションの機会

参加対象	頻度	目的・内容
経営者懇談会 主要サプライヤーの経営層	年1回	・マツダの代表取締役社長がマツダの現状・課題・方針を説明、購買本部長が購買方針を説明し、マツダへの理解促進と同時に、協力を求めている。 ・相互の親睦を深める。
業務連絡会 主要サプライヤーの実務責任者	年1回	・サプライヤーの実務責任者に経営者懇談会での購買本部長の説明内容に基づき、具体的な購買方針を説明することで、マツダへの理解促進を図り、その内容を業務に役立てている。
購買連絡会 主要サプライヤーの実務担当者	月1回	・サプライヤーの実務担当者向けに、日常業務をより円滑に行っていたため、サプライヤーとマツダの日常業務に関わるトピックス (環境などのサステナビリティを含む)、生産・販売状況、購入品の品質状況、新規開発車種のパイロット工事日程や新車量産化移行日程などの情報提供を行っている。
その他	随時	・新技術・研究を紹介する「マツダ技報」を利用してさまざまなコミュニケーションに努めている。

e 購買協力会組織 (2021年3月31日現在)

部品サプライヤー	洋光会	167社
資材サプライヤー (原材料・装置・金型など)	洋進会	78社

※1 地図情報と気象庁の地震情報などが連携されており、地震発生時に、登録されている生産拠点の震度をいち早く認識できるなどの機能をもつシステム。

※2 サプライヤーとの関係強化や共存・共栄を目指して、マツダと一定の取引のあるサプライヤーによって構成された自主運営組織。洋光会、洋進会会員企業からの調達額はマツダの全調達額の約9割を占める。

※3 1952年にマツダ (当時：東洋工業) と取引関係のある協会社20社の任意団体として発足。現在62社の会員企業から成り、会員企業は各種委員会活動を主体に、会員相互およびマツダとの情報交換や異業種との交流を行いながら、日々研鑽をはかっています。